資料3

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

鹿児島労働局提出資料

令和7年度トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

鹿児島労働局　監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．自動車運転者に係る労働時間等に関する状況

２．取引慣行の改善に向けた鹿児島労働局の取組

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

１．自動車運転者に係る労働時間等に関する状況

トラックドライバーの時間外労働の上限規制

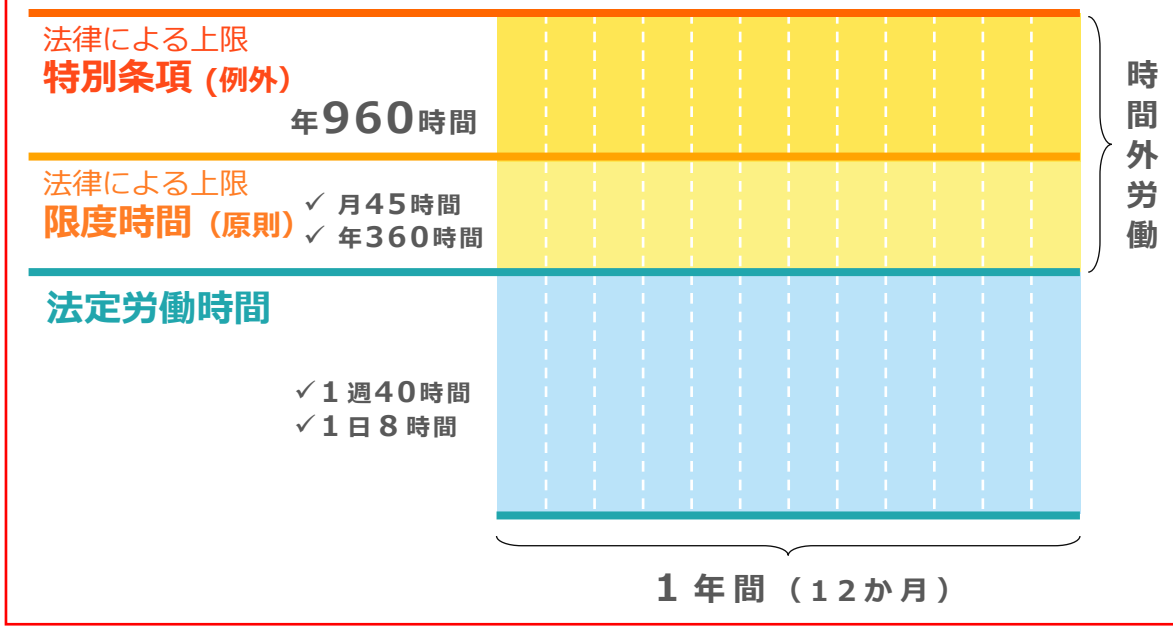
Ｒ６年３月31日まで

上限なし　※大臣告示（限度基準告示）の適用なし

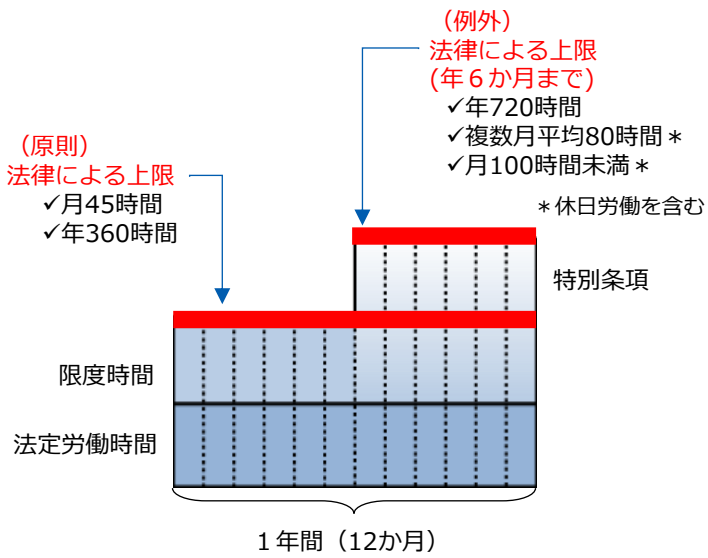
Ｒ６年４月１日以降

※　改正された「改善基準告示」も2024年４月から適用されている

トラックドライバーの時間外労働の上限規制



（参考）一般の業種の時間外労働の上限規制



トラックドライバーに適用される「改善基準告示」の主な内容

	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年、1か月の拘束時間	1年　3,516時間以内 1か月　293時間以内 労使協定により、年６か月まで320時間まで延長可	1年　原則：**3,300時間以内**　例外（※１）：**3,400時間以内** 1か月　原則：**284時間以内**　例外（※１）：**310時間以内**（年６か月まで）
1日の拘束時間	原則：**13**時間以内 上限16時間， 15時間超は週２回以内	原則：**13時間以内**（上限15時間、14時間超は週2回までが目安） 例外：宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※２）、16時間まで延長可（週2回まで）
1日の休息期間	継続**8**時間以上	原則：**継続11時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない** 例外：宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※２）、継続８時間以上（週２回まで） 休息期間のいずれかが９時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	２日平均１日当たり **9**時間以内 ２週平均１週当たり **44**時間以内	２日平均１日当たり　**9**時間以内 ２週平均１週当たり　**44**時間以内
連続運転時間	**4**時間以内 運転の中断は、 １回連続１０分以上、 合計３０分以上	**4**時間以内 **運転の中断時には、原則として休憩を与える** （１回**おおむね**連続１０分以上、合計３０分以上） 例外： **SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず４時間を超える場合、４時間３０分まで延長可**

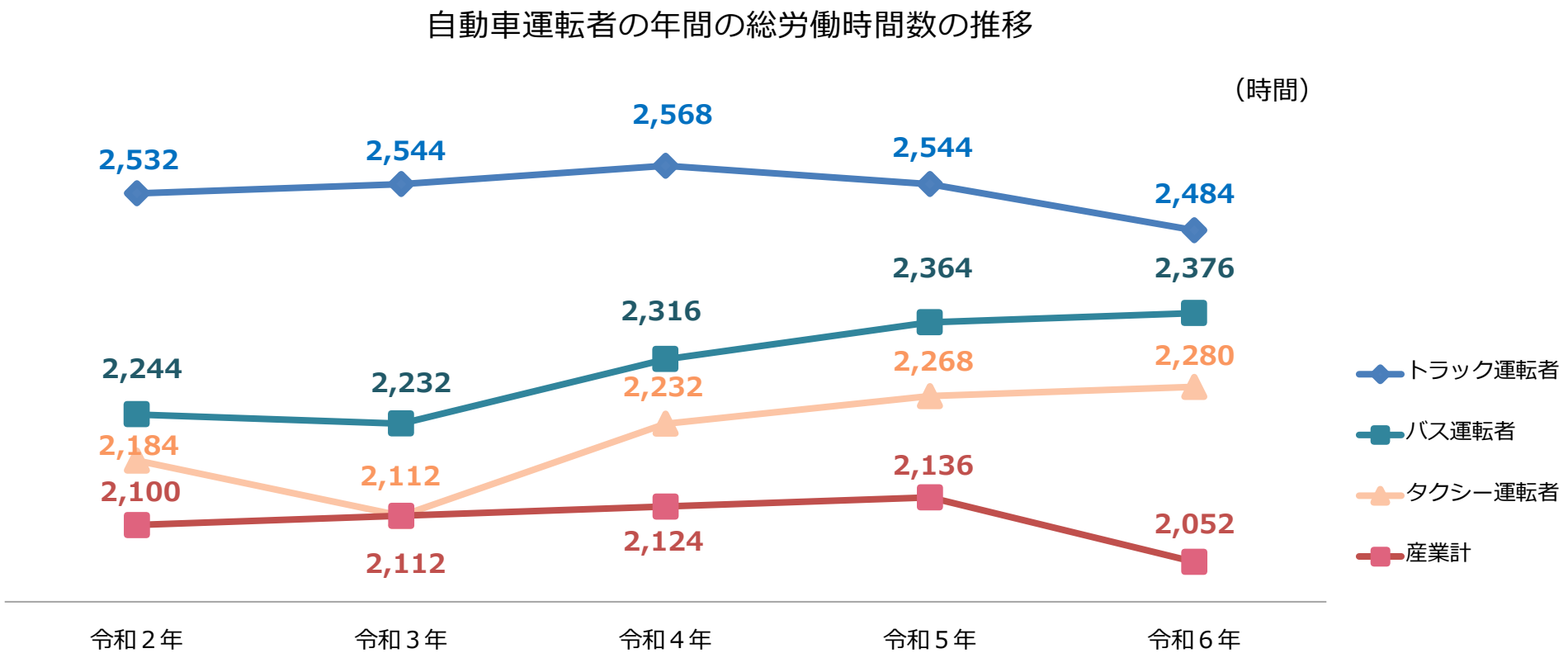
※１　労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）
①　284時間超は連続３か月まで。
②　１か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※２　１週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450㎞以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

他にも特例等について定めあり。
詳細はパンフレットを参照。

自動車運転者に係る労働時間の推移

- 自動車運転者は、依然として長時間・過重労働が課題となっている。
- 令和６年における年間の総労働時間数は、産業計と比較し、トラック運転者（※）は432時間、バス運転者は324時間、タクシー運転者は228時間多く、長時間労働の実態にある。

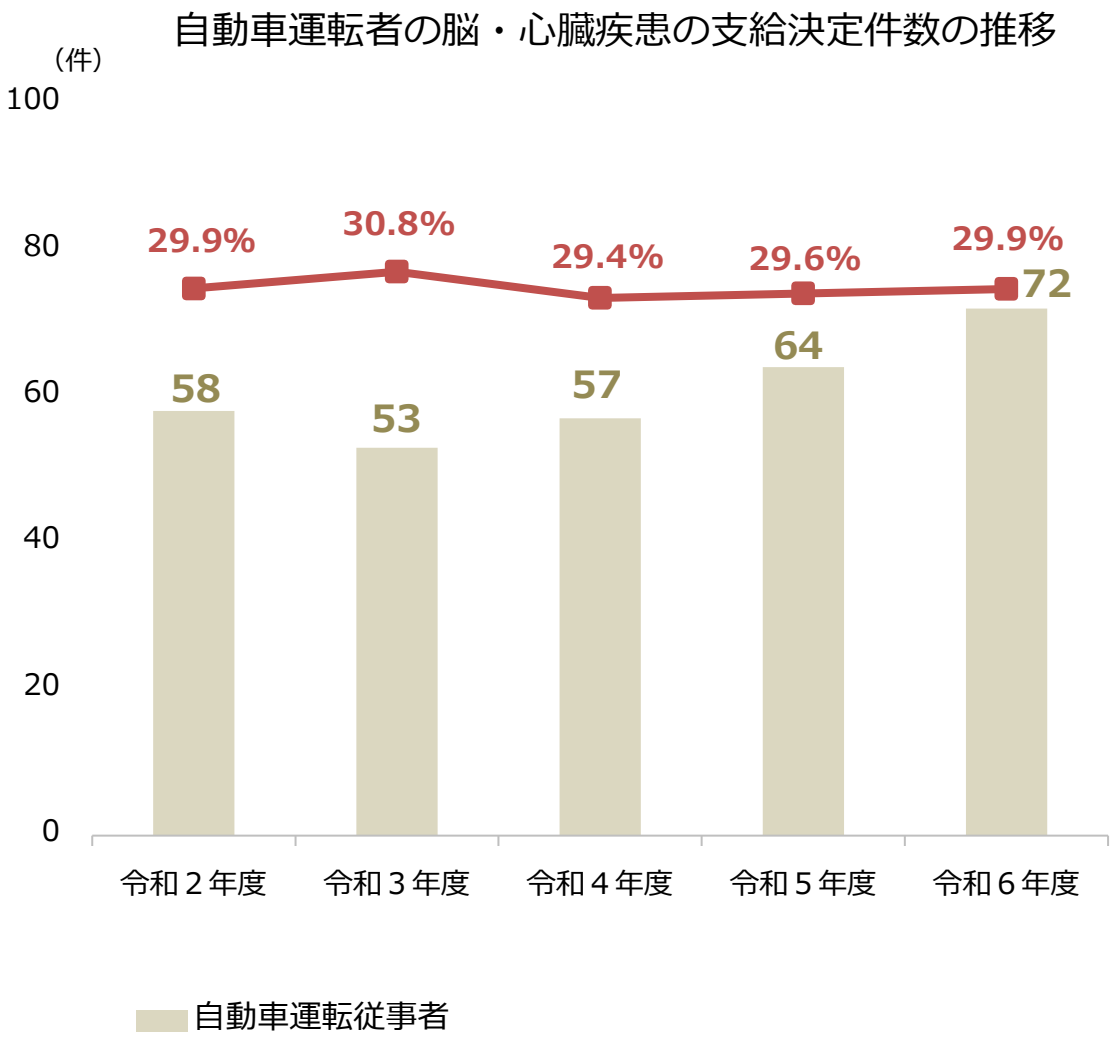


（※）トラック運転者の労働時間数は、営業用大型貨物自動車運転者の労働時間数を表したもの。

出典 ：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

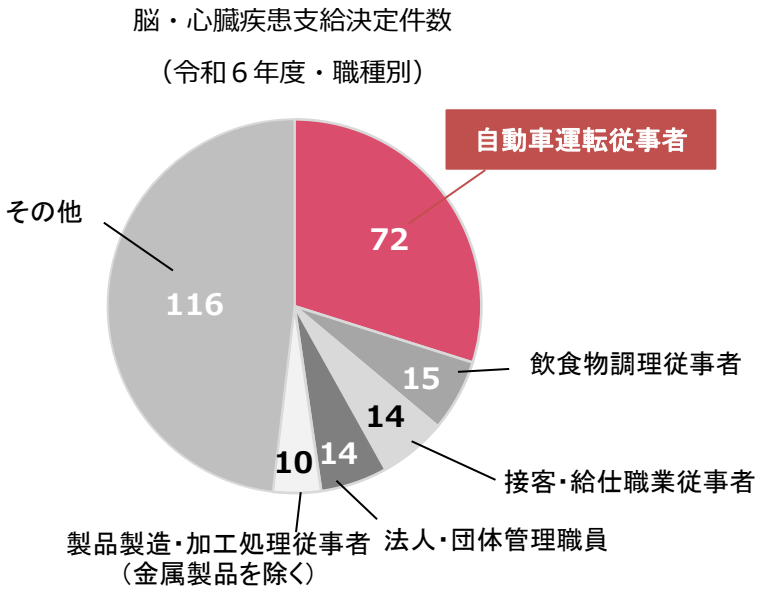
自動車運転者に係る脳・心臓疾患の労災支給決定状況

- 自動車運転者の脳・心臓疾患の労災支給決定件数は高い水準（令和６年度は72件）にあり、直近では全職種（同241件）の約３割を占めている。



常用雇用者　　5,514万3,895人
- 道路貨物運送業に従事
 161万1,454人（2.92%）
- 道路旅客運送業に従事
 44万3,169人（0.8%）

※　数値は、総務省統計局「経済センサス－活動調査」（令和３年）の調査票情報を独自集計したもの。



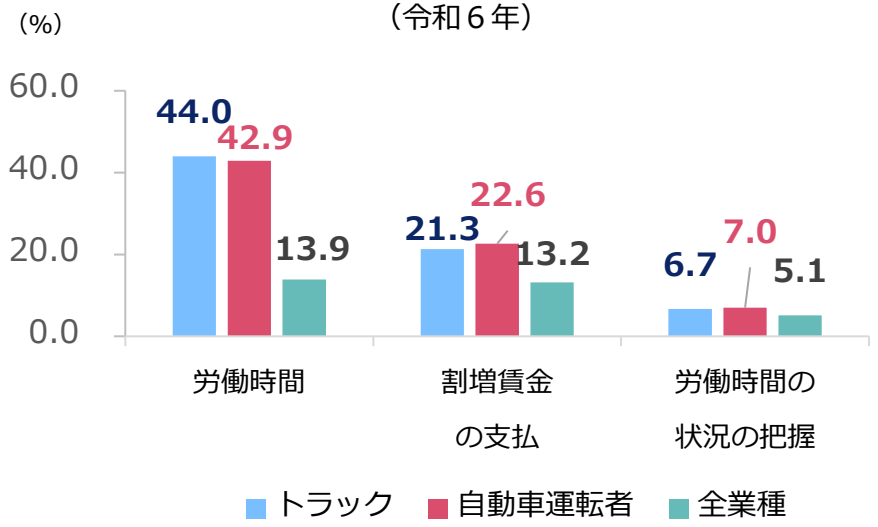
自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導の状況（全国）

- 自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令の違反率（81.6%）は、全業種（70.1%）と比べて高い状況にある。
- 令和６年に監督指導を行った4,328事業場（トラック：3,424事業場、バス：249事業場、ハイヤー・タクシー：319事業場、その他：336事業場）のうち、81.6%に当たる3,532事業場において、労働基準関係法令違反が認められている。

令和６年労働基準関係法令違反事業場数（違反率）

トラック	2,786事業場（81.4%）
バス	193事業場（77.5%）
ハイヤー・タクシー	279事業場（87.5%）

労働基準関係法令の主な違反事項の違反率
（令和６年）

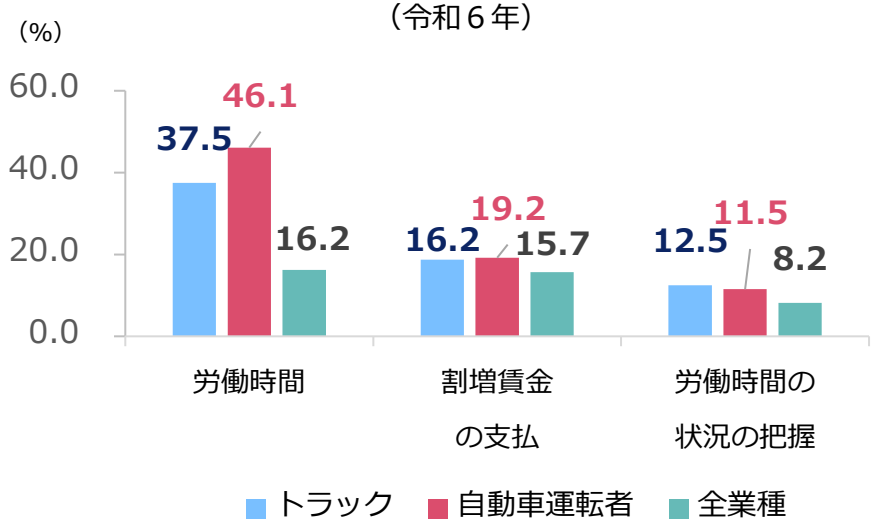


自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導の状況（鹿児島県）

- 自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令の違反率（76.9%）は、全業種（74.8%）と比べてやや高い状況にあり、労働時間・割増賃金・労働時間状況把握においていずれも全業種より違反率が高い状況にある。
- 令和６年に監督指導を行った26事業場（トラック：16事業場、バス：2事業場、ハイヤー・タクシー：1事業場、その他：7事業場）のうち、76.9%に当たる20事業場において、労働基準関係法令違反が認められている。

令和６年労働基準関係法令違反事業場数（違反率）	
トラック	13事業場（81.3%）
バス	2事業場（　100%）
ハイヤー・タクシー	1事業場（　100%）

労働基準関係法令の主な違反事項の違反率
（令和６年）



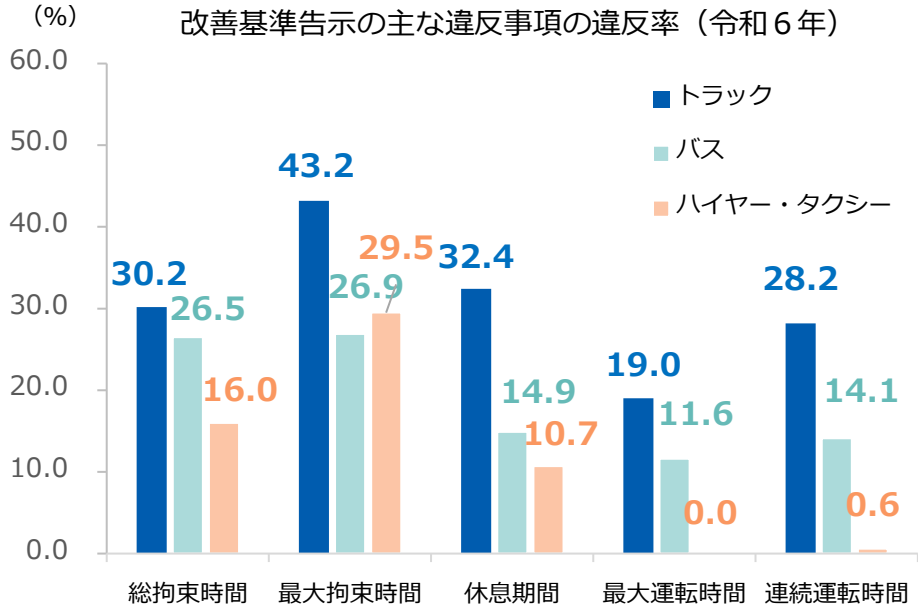
自動車運転者を使用する事業場に係る改善基準告示違反の状況（全国）

- 令和６年に監督指導を行った自動車運転者を使用する事業場のうち、54.5%に当たる2,360事業場（トラック：1,994事業場、バス：128事業場、ハイヤー・タクシー：120事業場、その他：118事業場）において、改善基準告示（※）違反が認められた。

（※）…自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第７号）

令和６年改善基準告示違反事業場数（違反率）

トラック	1,994事業場（58.2%）
バス	128事業場（51.4%）
ハイヤー・タクシー	120事業場（37.6%）

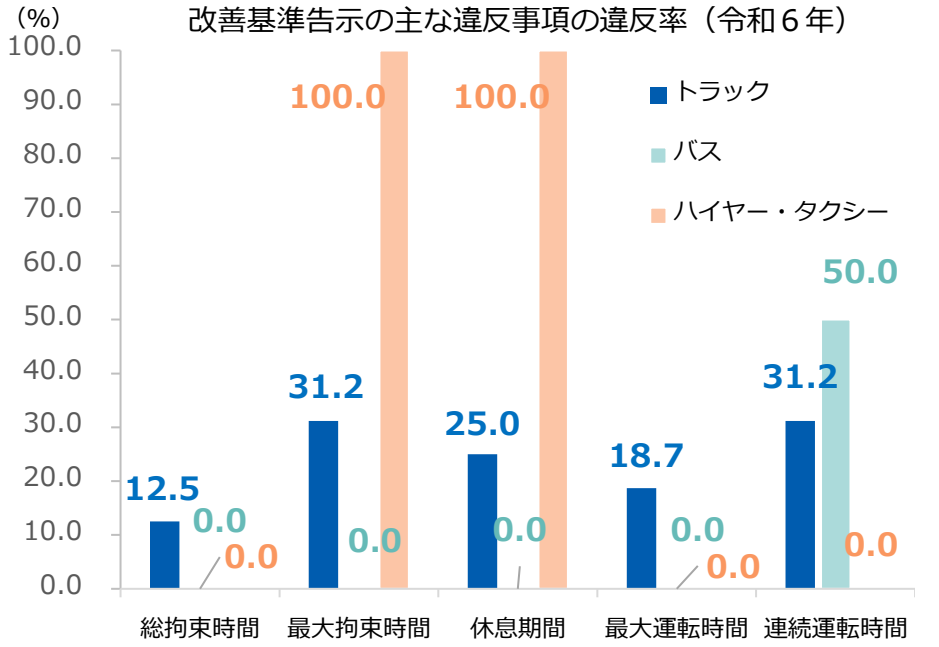


（※）総拘束時間：１か月又は１週当たりの拘束時間、最大拘束時間：１日当たりの拘束時間、
休息期間：勤務と次の勤務との間の時間、最大運転時間：１日及び１週当たりの運転時間
連続運転時間：１回当たりの運転時間

自動車運転者を使用する事業場に係る改善基準告示違反の状況（鹿児島県）

- 令和６年に監督指導を行った自動車運転者を使用する事業場のうち、30.8%に当たる8事業場（トラック：6事業場、バス：1事業場、ハイヤー・タクシー：1事業場、その他：0事業場）において、改善基準告示違反が認められた（なおその他を除くトラック・バス・タクシーの違反率は42.1%である。）。

令和６年改善基準告示違反事業場数（違反率）	
トラック	6事業場（37.5%）
バス	1事業場（50.0%）
ハイヤー・タクシー	1事業場（100%）



（※）総拘束時間：１か月又は１週当たりの拘束時間、最大拘束時間：１日当たりの拘束時間、
休息期間：勤務と次の勤務との間の時間、最大運転時間：１日及び１週当たりの運転時間
連続運転時間：１回当たりの運転時間

労働基準監督署における指導事例

- 労働基準監督署では、法令違反が疑われるトラック事業者に対し監督指導を実施し、トラック運転者の労働条件の確保に取り組んでいる。
- 改正後の改善基準告示に関して、指導を行った事例は以下のとおり。

労基署の指導等

■　長距離輸送を行っているトラック運転者に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（１か月当たり最大149時間）が認められたため、是正勧告した。

■　改善基準告示に関し、①１月の拘束時間が310時間を超えていること、②勤務終了後、休息期間が継続８時間を下回っていること、③１日の最大拘束時間（16時間）を超えていること、④連続運転時間が４時間を超えていることが認められたため、是正勧告した。

■　デジタコ記録について、荷役作業、休憩時間等についての入力が不適正であり、労働時間、時間外労働時間、休憩時間が判然としないことから、労働時間の状況の把握について是正勧告し、デジタコ記録を適正に入力するよう指導した。

■法定の休憩時間を確保していないこと、労働条件の明示の内容が不十分であること、1年に年次有給休暇を５日間取得させていないことから、是正勧告した。

２．取引慣行の改善に向けた鹿児島労働局の取組

トラックドライバーの働き方改革の推進に向けた厚労省における主な取組

- 厚生労働省においては、以下の取組により、取引慣行の改善に向けて、荷主に協力を得るための取組を進めながら、働き方改革に取り組むトラック事業者への支援を行っている。

取引慣行の改善に向けた取組

- 労働基準監督署による荷主への要請
- トラック・物流Ｇメンへの協力
- 国土交通省と連携した周知広報

トラック事業者を支援する取組

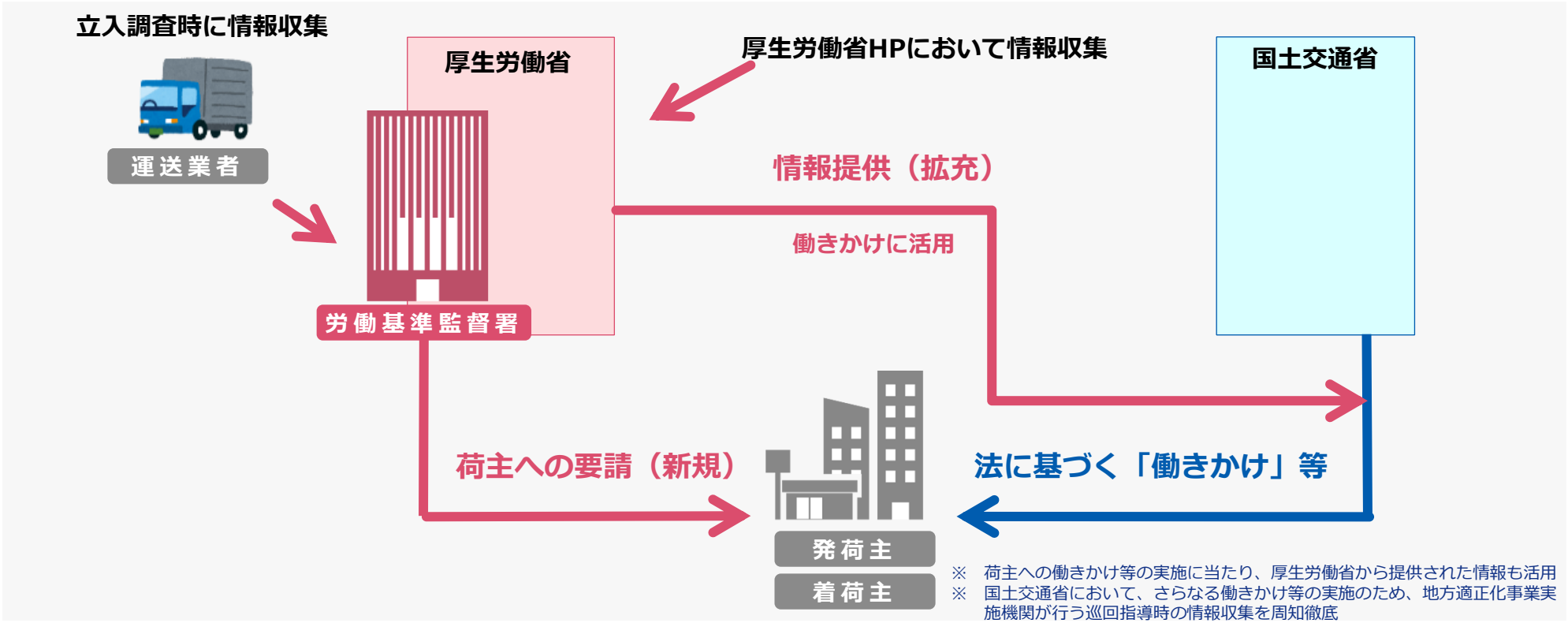
- 働き方改革推進支援助成金による支援
- 働き方改革推進支援センターによる支援

労働基準監督署による荷主への要請について（トラック）

労働基準監督署による要請（令和４年12月23日～）

- **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**
 （要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。
 運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- 対象企業選定にあたり、**厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**

全国	令和４年12月～令和７年６月
実施件数	22,417件
鹿児島	**令和４年12月～令和７年６月**
実施件数	629件



※ 荷主への働きかけ等の実施に当たり、厚生労働省から提供された情報も活用
※ 国土交通省において、さらなる働きかけ等の実施のため、地方適正化事業実施機関が行う巡回指導時の情報収集を周知徹底

労働基準監督署による荷主への要請（トラック）

- 賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃を支払うことを周知している（「標準的運賃」の周知）。
- 令和６年３月22日に改正された「標準的運賃」 及び 「標準運送約款」 が告示され、「標準的運賃」は８％上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化された。
- 令和６年５月15日にいわゆる物流法が改正され、荷待ち時間等の削減に新たな努力義務が課されることを周知している。

発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット　「ＳＴＯＰ！　長時間の荷待ち」


荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP!
長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくてはならないものです。

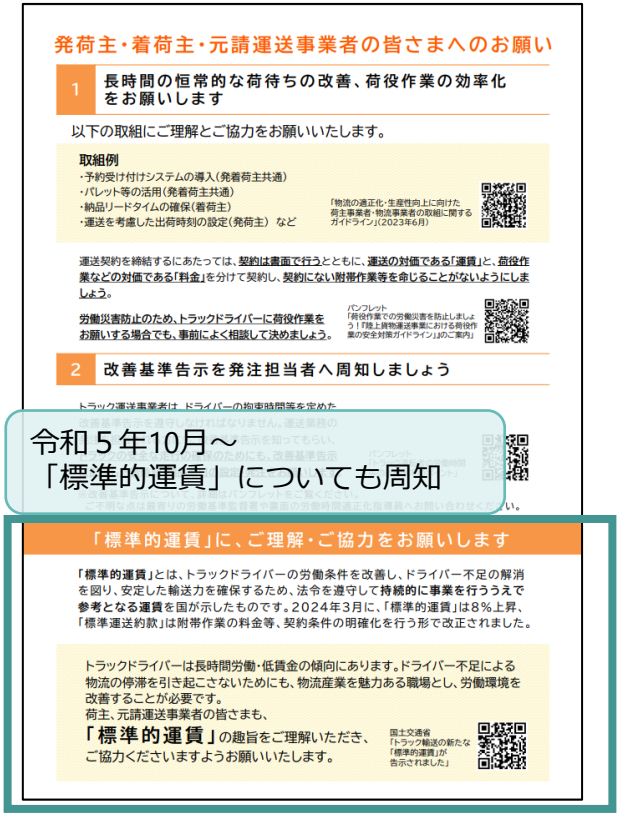
トラックドライバーの拘束時間の内訳

出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査（R2）」

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

荷主の皆さまに向けてお役立ち情報発信中。詳しくはこちら▼
トラックポータルサイト
「改善基準告示」の解説動画も公開中!!


発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例
・予約受け付けシステムの導入（発着荷主共通）
・パレット等の活用（発着荷主共通）
・納品リードタイムの確保（着荷主）
・運送を考慮した出荷時刻の設定（発荷主） など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（2023年6月）

運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット「荷役作業での労働災害を防止しましょう！「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」」のご案内

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

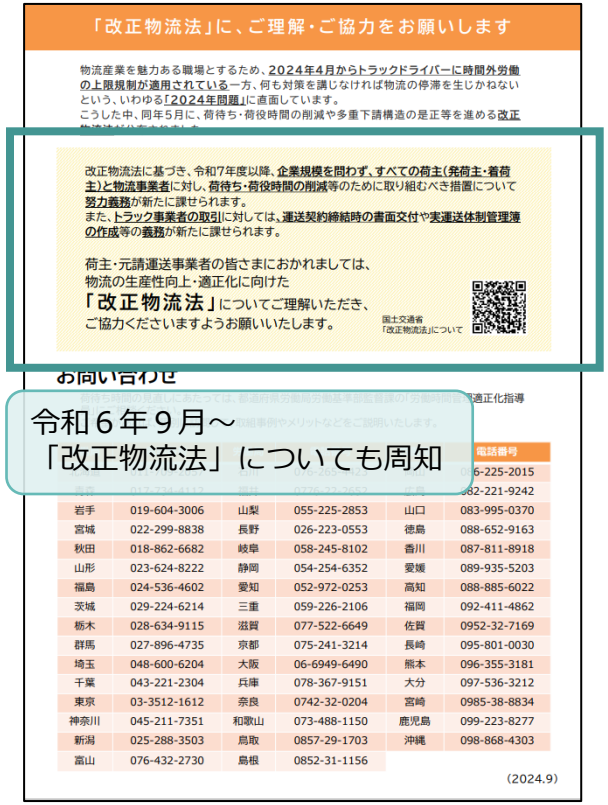
令和５年10月～
「標準的運賃」についても周知

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年３月に、「標準的運賃」は８％上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。
荷主、元請運送事業者の皆さまも、
「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」


「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年４月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。
こうした中、同年５月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主（発荷主・着荷主）と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。
また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理簿の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた
「改正物流法」についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「改正物流法」について

お問い合わせ

適正化指導

令和６年９月～
「改正物流法」についても周知

北海道	011-709-2311	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
青森	017-721-2925	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

（2024.9）

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトによる周知

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行うため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト内に設けた「物流情報局」において、「標準運賃」や「荷待ち・荷役時間削減に向けた対応」等周知している。



「物流情報局」の掲載内容

荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックＧメン　など

関係法令のポイント

- 物流改正法、関係省令　など

トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

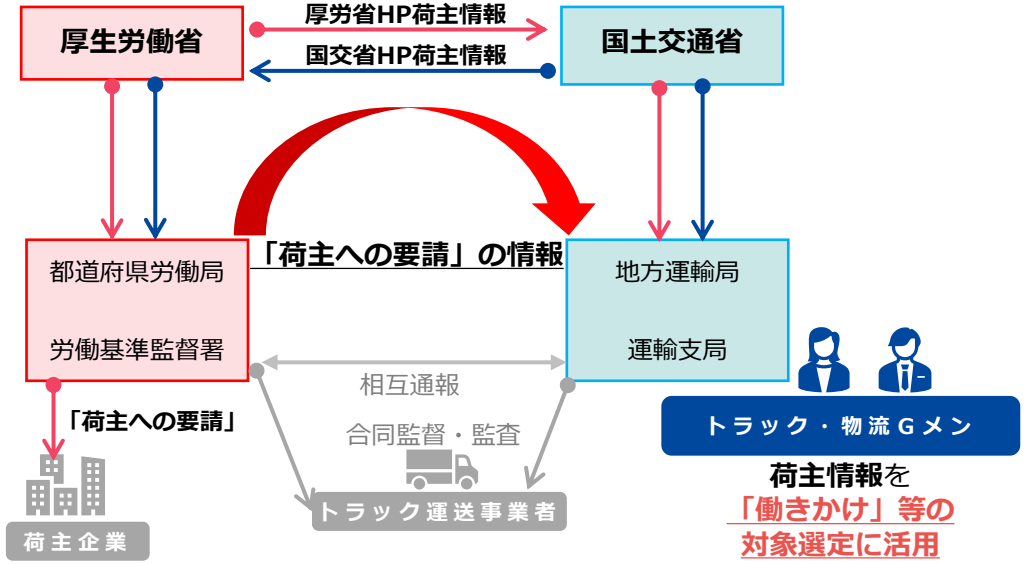
- 働き方改革推進支援センター　など

▲ポータルサイト　▲物流情報局（荷主向け）　▲物流情報局（事業者向け）

「トラック・物流Ｇメン」（鹿児島運輸支局）との連携

①荷主情報提供の運用

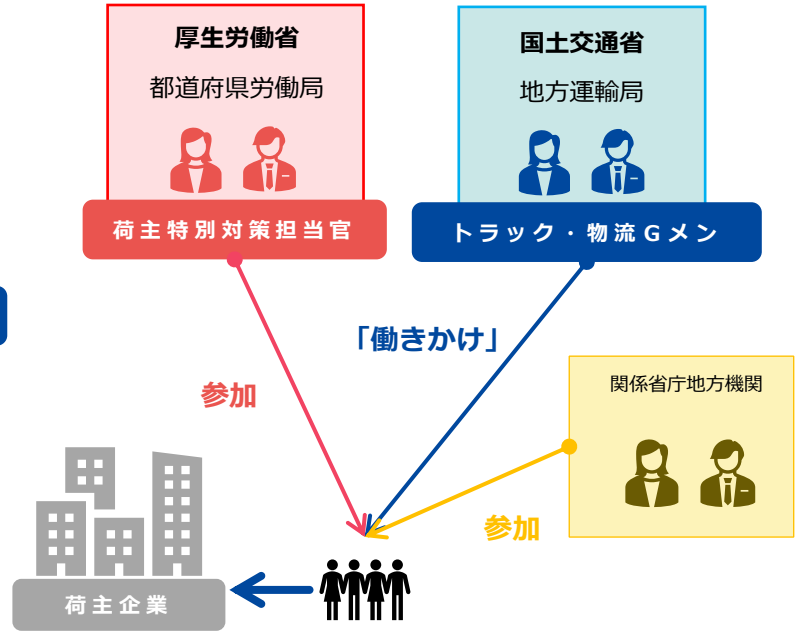
- 国土交通省へ荷主情報提供
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、**「荷主への要請」を実施した荷主の情報**を、広く国土交通省に提供し、**「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用**



②トラック法に基づく「働きかけ」の連携

荷主企業に対し、

- **国土交通省のトラック・物流Ｇメン＋関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」**
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる場合は、**都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加**



③「標準的な運賃」の周知

労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく**「標準的な運賃」も周知**

国民向け周知広報について （令和５年６月28日～）

- 働き方改革関連法に基づき、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている自動車運転者、建設の事業等についても、令和６年４月１日から上限規制が適用された。
- 上限規制の円滑な適用に向けては、国民の理解や社会的な機運の醸成も不可欠であるため、自動車運転の業務、建設の事業に関して、令和５年６月以降、国民向けの広報を実施。
- 令和７年度は、特に取引関係者に対して、取引慣行の改善に向けた対応を促す周知広報を順次実施。

【イメージキャラクター】玉木宏さん（俳優）



取引企業・国民向け広報内容
（ＰＲイベントの開催、動画、ポスターの作成など）

- 自動車運転者・建設の事業で働く方について、荷主や発注者等の都合で長時間労働になるケースがあること。
- 自動車運転者・建設の事業での働き方を変えていくために、荷主、発注者、そして国民にもできることのご協力をいただきたいこと。
（例：適切な工期設定、荷待ち・荷役時間の短縮など）



PRイベント（令和７年８月４日開催）

主な広報実施事項

・全国主要駅にポスターを掲載
・電車内ビジョンで広告を放映
・取引関係者による取組事例集の作成
※令和７年９月末まで事例を募集し、
事例集の公表は令和８年２月末頃を予定

自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

労働基準局労働条件政策課（内線5525）

令和８年度概算要求額　１．７億円（１．９億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1　事業の目的

・　自動車運転者は、①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある　②業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。　⇒　労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題。
・　長時間労働の背景には、トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり。　⇒　荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。
・　自動車運転の業務や建設の事業には令和6年度から上限規制の適用が開始されており、令和７年度以降も取引環境の改善等のための関係法令が順次施行される。
⇒　引き続き上限規制や改善基準告示について周知を行うとともに、荷主や発注者に対して、取引環境の改善を通じた長時間労働の削減に取り組むようこれまで以上に促していくことが必要。

2　事業の概要・スキーム・実施主体等

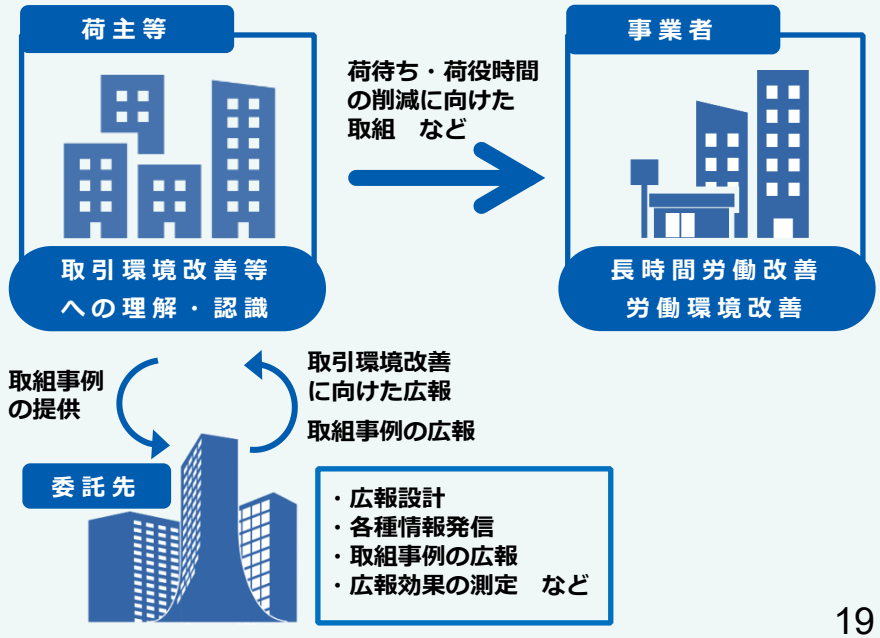
（１）荷主等に対する自動車運転者等の長時間労働削減のための情報発信
- ○　取引環境改善に向けた企業・国民向け周知広報特設サイトの継続運用
- ○　自動車ポータルサイトの継続運用
- ○　建設労働者の労働環境改善に向けた特設サイトの継続運用

（２）荷主等による自動車運転者等の長時間労働削減に資する取組の促進
- ○　時間外労働の上限規制・改善基準告示の周知広報
- ○　荷主等による取組事例の周知広報

実施主体等

●実施主体：委託事業（民間団体等）
●事業実績（令和６年度）：
・取引環境の改善に向けた企業・国民向け特設サイトアクセス件数　57万6,469件
・自動車ポータルサイトアクセス件数　36万5,272件

（２）について



拡充 働き方改革推進支援助成金

令和８年度概算要求額　101億円（92億円）　※（　）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

○実施主体：都道府県労働局　　○令和６年度支給件数　4,283件

○　生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
○　建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

※　成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名		成果目標		助成上限額※１、※２（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	**建設事業**	①～⑥の何れかを１つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に９時間（※）以上の勤務間インターバル制度を導入 ※ 自動車運転の業務、医業に従事する医師は10時間以上 ⑥ 所定休日の増加 ⑦ 医師の働き方改革の推進	①：**250**万円（月80H超→月60H以下）等 ②：**100**万円（10H以上）等 ③：　**25**万円 ④：　**25**万円 ⑤：**170**万円（11H以上）等 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師 **150**万円（11H以上）等 ※建設事業、砂糖製造業、その他 ⑥：**100**万円（４週４休→４週８休）等 ⑦：　**50**万円
	自動車運転の業務	①～⑤の何れかを１つ以上		
	医業に従事する医師	①～⑤又は⑦の何れかを１つ以上		
	砂糖製造業 （鹿児島県・沖縄県に限る）	①～⑤の何れかを１つ以上		
	その他長時間労働が認められる業種	①～⑤の何れかを１つ以上		
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）		①～③の何れかを１つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①：**150**万円（月80H超→月60H以下）等 ②：　**25**万円 ③：　**25**万円
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成）		新規に９時間以上の勤務間インターバル制度を導入		勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・９～11H：**100**万円　・11H以上：**150**万円
取引環境改善コース（仮称） （荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成）		荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること		上限額：**100**万円
団体推進コース （傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）		事業主団体が、傘下企業のうち１/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること		上限額：**500**万円

○　**助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）**：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組
（取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設定、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新　等）
（団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置　等）

○ **加算制度あり**（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）
<賃金引き上げ> 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（３%以上：**6**万円～最大**60**万円、５%以上：**24**万円～最大**480**万円、７%以上：**36**万円～最大**720**万円）。
<割増賃金率引き上げ> ①割増賃金率を法定より５%以上引き上げた場合、助成金の上限額を**25**万円加算。
②１か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を**100**万円加算。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

雇用環境・均等局有期・短時間労働課（内線5275）
労働基準局労働条件政策課（内線5524）

令和８年度概算要求額　30億円（30億円）※（）内は前年度当初予算額。

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
1/2	1/2			

1　事業の目的

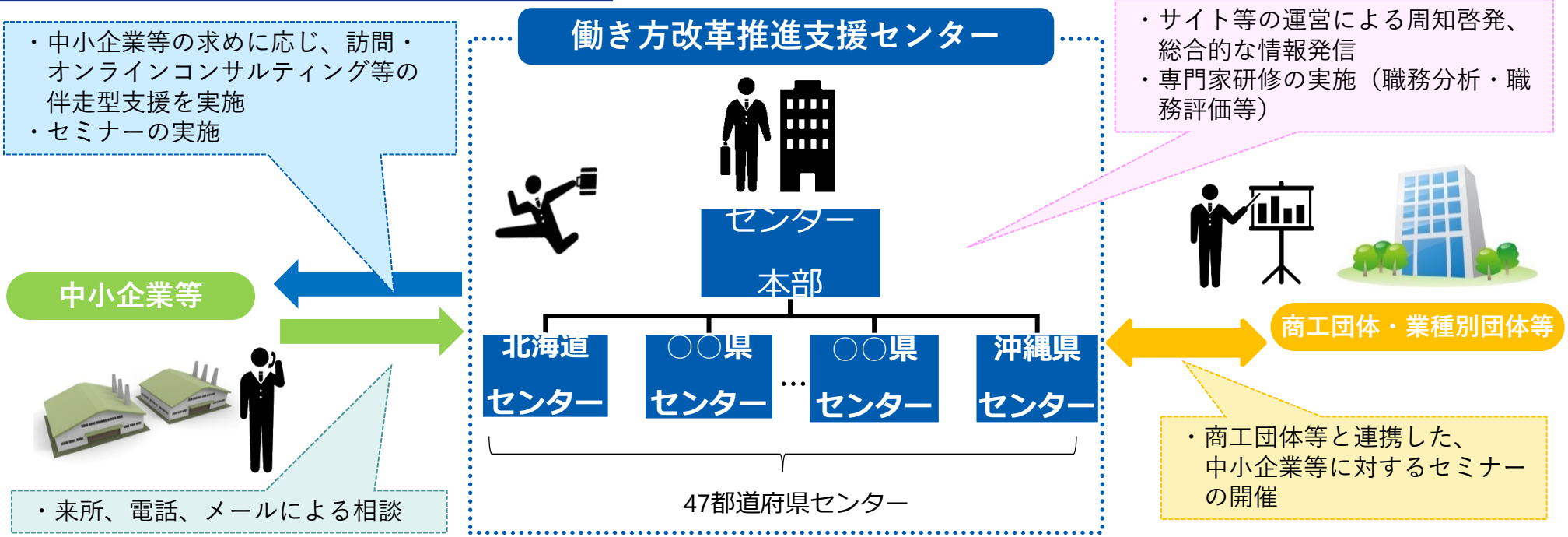
中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、センター本部及び47都道府県センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

○　労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
○　企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
○　働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信

などの支援を行う。

＜取扱いテーマ例＞
長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、様々な労働時間制度の運用、人手不足解消に向けた雇用管理改善、その他ジョブ型人事指針など雇用・労働関係

2　事業の概要・スキーム、実施主体等



実施主体：国から民間業者へ委託

事業実績（令和6年度）：窓口等における個別相談件数　約37,000件、コンサルティングによる相談件数　約33,000件